

監 査 結 果 に つ い て

地方自治法第199条第5項の規定により建築及び土木工事の随時監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

記

監査対象課

市民福祉部

いきいき健幸部

建設部

教育委員会

生活環境課

スポーツ推進課

都市整備課、施設整備課、公園緑地課

図書館共創交流局

令和8年3月25日

別府市監査委員 姫野 綾

同 市原 隆生

同 藤野 博

監 査 報 告 書

1 監査の種類

地方自治法第199条第5項に規定する財務監査

2 監査の対象

(1) 建築工事

- | | |
|---------------------|------------------|
| ア 公園テニスコートトイレ等新築外工事 | (スポーツ推進課、施設整備課) |
| イ 野口原墓地合葬式墓地外新築工事 | (生活環境課、施設整備課) |
| ウ 別府市新図書館外新築工事 | (図書館共創交流局、施設整備課) |

(2) 土木工事

- | | |
|--------------------------------------|---------|
| ア 令和6年災 第510・511号 田の口～隠山線道路災害復旧工事 | (都市整備課) |
| イ 令和6年度 野口原本線道路整備工事 | (都市整備課) |
| ウ 令和7年度 別府公園新北口整備工事 | (公園緑地課) |

3 監査の着眼点

工事に係る財務事務及び計画、設計、施工、監理等技術面における事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。

4 監査の主な実施内容

- (1) 監査専門委員による設計図書の審査
- (2) 監査委員及び監査専門委員による担当課からの事業概要、執行状況等に関する説明聴取及び質疑応答
- (3) 監査委員及び監査専門委員による工事施工場所における実地監査

なお、監査を実施した委員は次のとおりである。

| | |
|-----------|------------|
| 別府市監査委員 | 姫野綾 |
| 同 | 市原隆生 |
| 同 | 藤野博 |
| 別府市監査専門委員 | 黒木正幸(建築工事) |
| 同 | 一宮一夫(土木工事) |

5 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 監査委員室、4 F-1 会議室、各工事実施場所等
- (2) 実施日程 令和7年10月17日から令和8年3月19日まで

6 監査の結果

別府市監査基準に基づき、上記1から5に掲げる記載事項のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正な事務執行がなされていると認められた。

なお、個別の結果については次のとおりである。

(1) 建築工事

ア 公園テニスコートトイレ等新築外工事（スポーツ推進課、施設整備課）

本工事は、建設から44年が経過し老朽化した旧施設の建替えである。ナイター設備も含め施設の全体が一新された。管理棟では、救護室や外履きで入れるトイレが設置され、利用者の利便性が向上している。また、屋上の展望スペースからテニスコートの全体を見渡すことができ、競技場としての価値も向上している。

旧管理棟の解体を伴う工事であるが、懸念される騒音等の苦情は寄せられていない。工程は予定どおり進行し記録も整理されており、適正な工事が実施されていると判断する。

イ 野口原墓地合葬式墓地外新築工事（生活環境課、施設整備課）

本工事は、墓地形態に対する市民のニーズに対応するとともに、全国的に問題となっている無縁墳墓の整理事業を推進するため、市営の合葬墓地を設置するものである。正面の外壁の仕上材には御影石が採用され、施設の性格にふさわしい厳かな外観となっている。また、半地下の合葬室への雨水の侵入を防止するため、ひび割れの抑制に効果のある膨脹コンクリートの採用や1階床まわりの防水上の配慮が確認できた。敷地内にあった既存の和式トイレ棟は解体され、身障者対応の洋式トイレ棟が新設されており、利用者の利便性が向上している。

工程は予定どおり進行し記録も整理されており、適正な工事が実施されていると判断する。

本件の設計は別府市建設部施設整備課によって行われた。設計業務は市職員の技術力向上の効果が大きいと期待できることから、今後も適宜自前設計に取り組んでいただきたい。

ウ 別府市新図書館外新築工事（図書館共創交流局、施設整備課）

別府市新図書館は、移転整備される図書館を中心に、それぞれが別棟として整備される地域・郷土資料分館、多目的ホール、スタジオからなる複合施設である。別府公園や別府市役所からのアクセスも良好で、市民の居場所となるとともに、交流拠点となることが大いに期待できる。

工期は1か月間延長となったが、これは地盤から大きな転石が出現したためであり、適切な措置であることを確認した。記録も整理されており、適正な工事が実施されたと判断する。ただし、実施した月日はあるものの、年度の読み取りにくい記録があり、今後複数年にわたる工事にあっては工夫をしていただきたい。

(2) 土木工事

ア 令和6年災 第510・511号 田の口～隠山線道路災害復旧工事（都市整備課）

本工事は、令和6年台風第10号に伴う大雨により崩壊した道路の復旧を目的として実施されるものであり、地域の安全確保及び交通機能の早期回復の観点から、必要性及び緊急性が高い事業であると認められる。

担当者からの事業内容の説明に対し、各委員より、当初設計（請負）金額が減少した理由、原則として被災前の状態に復旧する方針の中で、近年の災害の激甚化を踏まえた耐災害性向上に向けた工夫の有無、施工方法の妥当性及び一般性、梅雨時期を含む工期設定となった経緯、並びに落石対策工事の実施状況等について質問がなされた。これらの事項については、いずれも合理的かつ適切な説明がなされており、事業計画の妥当性が確認された。また、工事に関する資料についても十分に整理されており、事業管理体制は適切であると評価できる。

現地視察においては、工事が計画に基づき適切に施工されていることを確認した。以上のことから、本工事は目的に沿って適正に実施されているものと判断される。

イ 令和6年度 野口原本線道路整備工事（都市整備課）

本工事は、JR別府駅を中心とする別府公園周辺を含む中心拠点において、賑わいの再生を図るとともに、周辺施設への円滑な導線整備によるネットワーク化及び良好な歩行空間の形成を目的として実施されるものである。

担当者からの事業内容の説明に対し、各委員より、当初設計（請負）金額が増加した理由、遮熱性舗装の検討状況、地下構造物への影響の有無等について質問がなされた。これらの事項については、いずれも合理的かつ適切な説明がなされており、事業計画の妥当性が確認された。また、工事に関する資料についても十分に整理されており、事業管理体制は適切であると評価できる。

現地視察においては、工事が計画に基づき適切に施工されていることを確認した。以上のことから、本工事は目的に沿って適正に実施されているものと判断される。

ウ 令和7年度 別府公園新北口整備工事（公園緑地課）

本工事は、別府公園周辺施設の新設に伴い、新図書館への円滑なアプローチの確保を図るとともに、通行者及び公園利用者の利便性向上を目的として実施されるものである。

担当者からの事業内容の説明に対し、各委員より、敷地造成工、植栽工、園路広場整備工及び仮設工が当初計画から変更された点等について質問がなされた。これらの事項については、いずれも合理的かつ適切な説明がなされており、事業内容及び計画変更の妥当性が確認された。また、工事に関する資料についても十分に整理されており、事業管理体制は適切であると評価できる。

現地視察においては、施設配置の変更や移設の意義を確認するとともに、別府公園、新図書館及び市役所間の回遊性が向上していると認められた。以上のことから、当該区域は別府市における新たなシンボリック地区としての形成が期待される。